



いきいき介護



vol.9

「介護用品引換券」の支給

常時介護が必要（要介護3以上）な方を在宅で介護されている家族の方に、1か月5,000円を限度に介護用品引換券を支給します。

■介護用品引換券

指定された事業所で紙おむつ等の介護用品と引換えできます。

【支給条件】

次の①、②のすべてに該当される方

- ①要介護者及び介護者双方が市内に住所を有している
- ②要介護者が要介護3以上

※月に15日以上介護保険施設や医療機関等に入居、入所、入院される月は使用できません。

※要介護者または介護者のいずれかに、現年度を除く過去10年以内に介護保険料の滞納がある場合は減額支給となります。

配食サービス

調理困難な一人暮らしの高齢者の方などに、定期的に食事を配達、安否確認を行います。

【支給条件】

次の①～③のすべてに該当される方

- ①心身機能の低下に伴い調理ができない方
- ②一人暮らし高齢者、又は同居家族が65歳以上の高齢者や身体障害者（3級以上）のみの世帯の方
- ③市内に住所を有し、在宅であること

※料金はお問い合わせください。



在宅でご家族を介護されている方へ

安芸高田市在宅福祉サービスのご紹介

【お問い合わせ先】

健康長寿課 高齢者生活支援係
電話・お太助フォン：47-1281 FAX：47-1282

※各サービスによって対象基準が異なりますので、ご不明な点などありましたらお問い合わせください。

家族介護支援手当

常時介護が必要（要介護3以上）な方を在宅で介護されている家族の方に、家族介護支援手当を支給します。

【支給条件】

次の①～⑤のすべてに該当される方

- ①要介護者及び介護者双方が市内に住所を有し、同居している
- ②要介護者が要介護3以上
- ③市民税非課税世帯
- ④現年を除く過去10年以内に介護保険料の滞納がない（世帯員全て）
- ⑤特別障害者手当等、他の手当を受給していない（世帯員全て）

※月に15日以上介護保険施設や医療機関等に入居、入所、入院される月は支給対象となりません。

※同一地番にお住まいの方は、世帯分離をしてい

寝具類乾燥消毒サービス

寝具類の衛生管理が困難な高齢者宅に月1回訪問し、寝具類（4枚程度まで）の乾燥消毒を行います。

【支給条件】

次の①～④のすべてに該当される方

- ①要支援1以上の認定を受けているか身体障害者（3級以上）であること
- ②一人暮らし、又は同居家族が65歳以上の高齢者や身体障害者のみの世帯に属していること
- ③寝具の衛生管理が身体的に困難であること
- ④市内に住所を有し、在宅であること

【利用料】1回あたり300円

※現年度を除く過去10年以内に介護保険料の滞納がある場合は900円

違う文化から 日本を考える



（文）
県立広島大学
上水流久彦准教授



（イラスト）
ロナルド・シュチュワート
教授

Vol.40

顔のわかるお隣さんに！

今回は技能実習生が所得税や年金等を払っているお話をしました。その続きで、今回は、宮城県国際化協会の紹介をします。当協会の「技能実習生と地域をつなぐプログラム」では、塩釜市が舞台でした。まず地域で多文化共生を進めるサポーターの育成に努めたそうです。サポーターの人材育成を行うセミナーや、技能実習生を受け入れている企業に協力してもらい実習生とそのサポーターの参加型のプログラム（地域文化を知る等）を用意したそうです。そのプログラムでは、同じ国から来ている留学生も参加することがあり、留学生と技能実習生が知り合うきっかけになりました。技能実習生は宿舍と職場の往復で人間関係が終わることも多く、実は、留学生と知り合う機会も少ないのです。

このプログラム、一見、簡単に行ったように見えますが、実は、技能実習生を受け入れ



ている企業探しに苦労したそうです。なかなか、協力してくれる企業がなく、協会とつながりがある企業が受け入れてくれたのが実態でした。安芸高田市でも本格的に企業の協力を得て、技能実習生を地域に連れ出すことを考えてはどうでしょうか。

これまで技能実習生は3年間の短期ということであまり多文化共生の施策の対象となってきました。しかし、2017年の11月1日に法律が変わり、最大5年間受け入れることが可能になりました。5年です！各地域にサポーターを養成し、企業との連携も深め、見知らぬ他人から顔のわかるお隣さんになってみませんか。管理組合で働いている友人によれば、技能実習生は、好感の持てる若者だそうですよ。

人権多文化
共生推進課
(電話・お太助フォン)
42-5630
42-2130

※前回のコラムにおいてロナルド・シュチュワート准教授と記載していましたが、正しくはロナルド・シュチュワート教授でした。

民生委員制度創設100周年記念

第8回

向原地区協議会の活動内容紹介



向原民児協など29団体で構成される青少年育成安芸高田市民会議向原町支部。毎月第3金曜日に、朝7時20分から登校終了まで向原小学校、中学校、高校の正門付近で子どもたちに「おはようございます！」と声をかける運動を行っています。民児協からは会長と2名の委員が交代で参加。気持ちのいい挨拶を返してくれる子どもたちの礼儀正しさに驚かされたり、元気をもらったりしながら4年が過ぎました。見守りを通して「事故や犯罪、非行の未然防止」に努めています。